

写 令和 6 年第 1 回臨時会

(1 月 29 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会



1 月 29 日（月曜日）

## 令和6年第1回益城町議会臨時会目次

### ○1月29日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 議案第1号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）	4
日程第5 議案第2号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	6
日程第6 議案第3号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について	8
日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について	11
日程第9 議案第6号 公有財産の取得について	17
日程第10 議案第7号 指定管理者の指定について	19
日程第11 益福第2571号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	20
閉会	21

令和6年第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和6年1月29日午前10時00分招集
2. 令和6年1月29日午前10時00分開会
3. 令和6年1月29日午前11時22分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
  - 日程第4 議案第1号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）
  - 日程第5 議案第2号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第6 議案第3号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
  - 日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について
  - 日程第9 議案第6号 公有財産の取得について
  - 日程第10 議案第7号 指定管理者の指定について
  - 日程第11 益福第2571号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	田上勝志君
総務課長	塘田仁君	新庁舎等建設課長	内村康成君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
税務課長	坂井浩章君	住民課長	竹林浩幸君
福祉課長	荒木薫君	福祉課審議員	吉住由美君
こども未来課長	吉川博文君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	松本浩治君	都市計画課長	齊藤計介君
街路課長	石橋淳君	建設課長	村上康幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	吉本秀一君
水道課長	山口拓郎君	学校教育課長	富永清徳君
生涯学習課長	中村康広君		

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和6年第1回益城町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、5番富田徳弘議員、13番中村健二議員を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定し

ました。

---

### 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

1月1日に石川県能登半島で震度7の地震が発生し、多くの尊い命や財産が一瞬にして奪われました。心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

早速、初動対応に参考にしていただくため、熊本地震の記録誌、検証・報告、災害廃棄物処理記録誌、災害時にトップがなすべきことに加え、町長メッセージや災害対応の各課の連絡先をデータにして送りました。また、1月11日から17日まで、震度7を記録した石川県志賀町に、災害廃棄物処理支援のため2名の職員を派遣し、廃棄物処理場の立ち上げの支援を行って来ております。さらに1月23日から、熊本県の対口支援先であります輪島市に、罹災証明、被害認定調査などの支援のため職員を2名派遣をしているところです。今後も、引き続き様々な支援をしてまいりたいと考えております。

さて、本日、報告及び提案します案件は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて1件、一般会計補正予算について1件、条例の改正について2件、工事請負契約の締結について2件、公有財産の取得について1件、指定管理者の指定について1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて1件でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

それでは、報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第1号でございます。

本件は、町職員が公用車で国道から駐車場へ左折進入した際、走行中の自転車と接触し、負傷及び損傷を負わせた事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、人身損害賠償額14万271円を支払うことで和解をいたしました。なお、損害賠償金14万271円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第1号となります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について」を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中川公則君） 日程第4、議案第1号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第1号、令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

議案第1号、一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ2億7,602万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額258億3,109万6,000円とするものです。

歳入歳出補正予算の主なものは、ふるさと納税の増加に伴う、ふるさと納税業務委託料の増額及び令和6年能登半島地震の災害支援としまして、輪島市及び穴水町に対するふるさと納税の代理受付を本町が行うことに伴い寄附金を計上しています。

また、価格高騰重点支援地方交付金の国庫支出金を財源としまして、個人住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金並びに個人住民税非課税及び均等割のみの課税世帯の構成員である18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円の給付金を計上しています。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎でございます。

1点だけ、ちょっと確認をしたいと思います。

補正予算の7ページの総務費の中の企画費のふるさと納税、これのふるさと納税代理寄附金、これが3,700万円。能登地震関連で益城町が受け付けて、多分、被災地のほうに送られた金だろうと思うんですが、この3,700万円が本町からだけなのか、それとも他町からも入れられたやつを受け付けられたのか。それで、もし本町からであれば、本町の、今度、減税処置になるのは大体幾らなのか。つまり益城町に税金として入ってこない金は3,700万円のうち幾らなのか、これが分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。11番宮崎議員の質問にお答えをいたします。

議案第1号、令和5年度一般会計補正予算書の7ページ、歳出予算の企画費です。ふるさと納税代理寄附金で、本町だけの寄附なのか、それと税金として入ってこないのは幾らになるのかというお尋ねですが、代理受領につきましては、本町が代理で、輪島市、それから穴水町に代わっ

て寄附金を受け付けております。本町に寄附をしていただいた分について、その分を輪島市と穴水町のほうに寄附金として出すための歳出予算として計上をしているところになります。したがって、益城町にいただいた寄附金だけになるというところではございません。

それから、税金として入ってこないというのは、こちらにつきましては町外の方に寄附をしていただいておりますので、益城町の税金が、この寄附によって減額になるということはないというところでございます。以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、答弁をいただきました。

私の質問は今回の代理の受付なんですけど、寄附金の受付が町外からなのか町内からなのかの区分が一つと、それと、今の答弁では全て町外からの受付という話でございました。それから、全部町外だったら、うちの税金に関わるやつはないんですから、そのままですけども、それでよろしいんですね。全部町外からのやつですね。本町からのやつはないというふうに理解していいんですね。それだけ最後に、2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 11番宮崎議員の2回目の質問にお答えをいたします。

寄附金で受け付けたものが町外の方だけなのか、町内の方もおられるのかというところでございますが、ふるさと納税につきましては、基本的には町外の方にさせていただくものをふるさと納税として受け付けておりますので、町内の方はおられないものと思っておりますが、ちょっと、ここは最終的には確認をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。

まだそこがはっきり分かってないということが答弁ということですね。はい、ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。

歳入を、ふるさと納税のところの2億2,000万円となっておりますが、うちから出ていく金額はありますか。益城町からよそに出ていく、ふるさと納税の金額が分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（中川公則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 6番下田議員の質問にお答えをいたします。

予算書6ページです。2億2,000万円の寄附に対して、ふるさと納税全体で町外に出ていくお金は幾らになるのかというような形での御質問ですが、令和5年中の寄附につきましては、まだ確定申告等がないと金額としては分からないというふうな状況ですが、令和4年中の寄附に対して、町税が減額になった金額としましては3,670万円程度が町税として減っているというような

状況です。以上です。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。分かりました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 賛成全員です。したがって、議案第1号「令和5年度益城町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（中川公則君） 日程第5、議案第2号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容は、印鑑登録証の交付申請時に、これまでの個人番号カードの電子証明書に加えて、個人番号カードの利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書が搭載されたスマートフォンを利用した交付申請の許可を追加するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第2号「益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第3号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 日程第6、議案第3号「益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令などの改正に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、個人番号カードの利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書が搭載された移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用した場合の手数料及び新たに開始される戸籍（除籍）電子用証明書の手数料に関する規定を追加するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号「益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第3号「益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（中川公則君） 日程第7、議案第4号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第4号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました飯野町民グラウンド新設工事につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、町民のスポーツ振興並びに健康増進に資するため、飯野地区に新たに町民グラウンドを整備するものです。工事の主な内容は、グラウンドクレイ舗装、排水工、防球ネットなどを行うものです。契約金額は7,701万6,324円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） おはようございます。4番の上村です。

議案第4号、工事請負契約の締結について、2点ほど質問させていただきます。

1点目が、できたら、こういった町内の工事については町内業者において入札を行っていただきたいと思うんですが、今回は一般競争入札ということで行われております。例えば、こういったやつを指名競争入札、町の業者でということではできないのか、法的に何か問題があるのかどうかといったことを、ちょっと1点、教えてください。

そして2点目なんですが、工事内容として、クレイ舗装と暗渠排水工ということで、水はけ対策というのもしられてはいるんですけど、この当該地は、一応浸水区域にはなっております。そういった排水は分かるんですが、この盛土、地上げ、こういったやつは何も行わないのか、それが、擁壁工とか入ってないので、現在の地盤にそのままやってしまうのかどうかについて教えてください。

以上2点をお願いします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） おはようございます。総務課長の塘田でございます。4番上村議員の御質問、議案第4号、工事請負契約の締結についてから、一般競争入札でも町内業者への工事発注ができないのかということかと思えます。

本町では、5,000万円以上については一般競争入札ということで工事の発注を行っております。他の自治体において、町内、その自治体内での工事発注がされていないのか、あとは益城町ではできないのかについては、他の自治体については、そういったところもあるのかなと思っておりますけれども、町のほうとしては、現在のところでは、5,000万円以上については一般競争入札というところで考えております。今後、他自治体の状況も見ながら確認はさせていただきます。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課の中村です。4番上村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第4号、工事請負契約の締結について、飯野グラウンドの工事請負契約の締結についてですが、排水関係は大丈夫なのかと、地上げについてはどのように考えているのかの2点の御質問だったと思えます。

まず、1点目の暗渠排水等の排水については、既存の暗渠排水もあることから、現在の計画では1本の新設で対応可能と考えております。

2点目の地上げは行わないのかという部分につきましては、今回の工事は、本町の体育施設事情に合わせてグラウンドとして整備するものであります。ですので、必要以上の地上げ等については現在のところ考えておりません。以上になります。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） まず入札については、5,000万円以上については一般競争入札を実施しているということで分かりました。今現在は、まだ復興段階にありますので、結構工事関係は多くて、そこまではないかと思うんですが、これから先、工事関係減ってきた、そうなる中で、できれば町内業者での指名競争入札、こういったこともちょっと考えていただきたいというふうに思えます。

それと、あとグラウンドの整備で、盛土については行わないということなんですが、一応、浸水想定区域はどういうふうに考えておられるのか。このクレイ舗装というものも、やっぱり、あんまり水が、湿地ではないんですけど、レベルが低いところで湿度というものも嫌うかと思えますので、一応、町のハザードマップといったやつにも、50センチから1メートルぐらいの浸水が想定されると載っているんですよね。そういったことは、どういうふうに考えておられるのかについてお願いします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 上村議員の質問、地上げについて、2回目の御質問に答えさせていただきます。

今現在、仮のグラウンドとして、あそこも今まで使用をしていただいております。その使用の

中で、現在の高さで支障があったというのは、あまりお話を聞いておりませんので、今後については、おっしゃるような大幅な地上げ等は考えておりません。あそこが避難地等に指定になった場合は、計画に基づいて、当然、地上げ等を考えていかなければならないのかなと考えております。以上になります。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。よりよい整備を行っていただきますよう、よろしく願いします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 5番富田です。ただいまのことについて、一つだけ質問をさせていただきます。

過去の情報によると、1万平米以内に抑えないと規制がまた厳しくなるということで、今現在は8,000平米ちょっとの広さになっておりますが、1万平米以内に収めるために、農道拡幅工事で面積を減らすということだったんですけど、今、現在の計画で農道の拡幅工事というのは入っているんですか。一つだけお尋ねいたします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 5番富田議員の御質問にお答えさせていただきます。飯野グラウンドの周辺の道路の拡幅について計画に入っているのかというような御質問だったかと思えます。

道路拡幅におきましては、担当する事業課のほうで、令和6年度予算で対応する予定と聞いております。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） それでは、農道の拡幅工事は計画されているということでよろしいですか。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 富田議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

今回の計画、今回、上程させていただいた中には入っておりませんが、新年度で予定をしております。

○5番（富田徳弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号「工事請負契約の締結について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第4号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（中川公則君） 日程第8、議案第5号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第5号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました交通広場整備工事（その1）につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内に、都市計画決定しました交通広場を復興まちづくりセンターにじいろの南側に整備するもので、その第1期工事になります。

工事の主な内容は、敷地予定面積約4,300平米のうち約3,600平米の道路土工一式、路盤までの舗装土工一式、排水構造物土工一式、縁石土工一式、防護柵土工一式及び道路附属施設土工一式を行うものです。契約金額は6,879万2,900円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町惣領1685番地2、長義建設株式会社でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。今回、交通広場整備工事ということで、質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目が、交通広場をつくるという意義について、議会の中で、もう一遍説明をしていただきたいと思っております。

2点目が、今回未着手部分が南のほうですかね、赤色でなっておりますけれども、そこはいつ、どういうふうになるのかというのを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。10番野田議員の1回目の御質問の1点目、交通広場をつくる意味ということで、まずは1点ですね。それと、もう一つ、南側の未着手の予定はということで御質問をいただいております。

まず、交通広場の整備の意義としましては、木山地区につきましては、益城町の復興整備計画におきましても都市拠点ということで位置づけをさせていただいております。その都市拠点の整備に当たって、都市機能の誘導の取組の一つということで考えております。益城町交通広場については、交通結節点の設置という目的で、交通広場の意義があると思っているところでございます。

それと南側の未着手については、こちらについては、県の復興事務所のほうで権利者の方と調整させていただいておりますので、まだ、こちらのほうがいつ、どういうふうな形になっているかというのは情報はいただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

まず、意義については、都市拠点における都市機能、この場所に誘導していくと。役場がありますので、その場所に誘導していくことだというお答えでありました。分かりました。

2点目が、未着手部分、南側については県との協議がまだ進んでいない、県からの申出と申しますか、県からまだ上がってきていないということで、いまだ未着手になっているという御回答でありました。ありがとうございました。

それでは、今の部分につきまして、もう1点だけ。

今回、工事内容については路盤工までということになっております。アスファルト舗装をしないということだと思いますけれども、これ何年ぐらい、そのまましない状態を続けられるのでしょうか。いわゆる路盤までであれば、仮舗装か何か置かないとほこりもしますし、その辺については、どのようなお考えかを再度、質問させていただきます。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。10番野田議員の2回目の御質問です。今回の工事において、（その1）については路盤工までということで、その路盤工のまでの期間というのは、どのくらいの時期かということでございます。

今回の全体の工事につきましては、今回（その1）ということで、路盤工までの工事とさせていただきます。その理由としましては、その後すぐにシェルターの建設、日除けのところの部分ですね、こちらのほうの工事を、その後すぐにさせていただくように考えております。路盤工を先にしますと、その工事の折に傷を付けて、やり直しをするような必要になってしまうおそれがございますので、今回については路盤工のみ、そして、その後シェルター建築関係の工事ということで、この工事が終わりましたら、すぐに取りかかりたいと思っております。その後につきまして、最終的に路盤工をするということで、年度内には、第1工区につきましては、路盤工までは年内には仕上げると考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） すいません、私の質問の仕方が少し悪かったようなので。路盤工まで仕上げた後の、舗装を打つまでの期間を知りたかったということでもあります。

最後の質問になりましたので、路盤工の状態は、例えば2年も3年を置くのかという質問でございます。もし、そうであれば、仮のほこりがしない状態にしていいただければ助かりますので、そこは要望です。最後の質問です。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 10番野田議員の3回目の御質問、すいません、答弁が、失礼いたしました。

今回につきましては、（その1）の工事が、規定でいきますと9月ぐらいになります。その後かかりますので、路盤工は半年後という形になるかと思えます。ほこり等につきましては、近隣住民の方がいらっしゃいますので、十分その辺は対応させていただきたいと考えております。以上です。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田でございます。

すいません、この設計書のほうを見ながら質問させていただきますが、この出入口のところは、道幅といたしますか、7メートルと理解してよろしいのでしょうか。ここの件ですけれども、今、この状態で確実に大丈夫という、皆様方のほうでは大丈夫と、申し訳ありません、役場の入り口とちょっと絡んできますけれども、この入り口はとても交通の便として、入ったり出たりするときに、やはり、もうちょっと広がったほうがよかったよねというのが、出来上がってしまってから、今、声はかなり聞かれてくる部分ですよ。そうしますと今回、この設計書の段階で今見て、私は素人なので分かりませんが、大型バスが入ってきたり出たり離合したりするのに取ってある、それで本当に大丈夫なのか。出来上がった時点で、また役場入り口と同じような声が、あちらこちらから聞こえてくるような結果になっては間に合いませんので、もう一度、この精査と、これで確実であるということのお答えをいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。12番坂田議員の1回目の御質問、交通広場の入り口について、どのような計画かと、お考えかということでございます。

こちらにつきましては、こういった交通機関でございますので、警察と協議をしております。その中で、十分な広さ、ほかの町道との出入りの状況、交通量とかその辺も含めて計画をして協議をしておりますので、十分な機能は果たせるかと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 今の御答弁いただいて大丈夫かと思うんですけども、ちょっと申し訳ございません、確かに協議はしてあるということなんですけども、もちろん役場の出入口のところも、警察との協議で出来上がった結果、やはり声が出てくるということは、今回、庁舎の南側、ここはもう本当に交通広場ですから、始終利用される、バスが入ってくる、タクシーが入ってくる、民間の方が入ってくるという状況になるのも想定してあるかどうかのところがとても気になるものですから。役場の入り口の広さよりも、はるかに広いのは広いというふうに理解していいんでしょうか。そこのところだけ、もう一度お願いいたします。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。12番坂田議員の2回目の御質問にお答えします。

出入口の広さにつきましては、今の測量で大体20メートルほどの広さになっております。こちらにつきましては、先ほどから申し上げております、目的は交通広場ということで、路線バス等が入ってくる、十分に離合できるような入り方ができるような計算になっておりますので、その点、ここにおいて交通の機能、バス等がそういった形で接触するというようなことはないと考えております。入り口のほうもラップ型に広げてありますので、十分な見通しはきくということで、交通安全面にも配慮していると思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございます。

今、20メートルのあれは取ってあるということで御説明ありましたので、すぐ車道になる部分が20メートルではないですよ。そこのところだけ、もう一度お伺いして終わらせてください。すいません。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 12番坂田議員の3回目の御質問です。

約20メートルというのは、こちらの右側の進入口の広さです。右上のほうのラップ型になっているところの広さが、大体そのくらいじゃないかと思っております。車道については6メートルというふうになっております。一方通行になっておりますので、一方通行でリング状に回ってできるような構造となっておりますので、そこを利用するというようなところはありません。以上です。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございます。思っていたよりちょっと、私のほうでは6メートルというお答えをいただいたので心配でございます。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 8番吉村です。

2点お聞きしたいんですけども、このイメージ図とこの設計図で、バスの止まるところが、設計図ではこちらは手前が南側になっていて、こちらのイメージ図では、バスはこちらの一般車

用になっているような気がするんですけども、それは一体どうなっているのかというのが1点と、そういった今回未着手部分については、まだ土地の関係とかがあって、いつになるか分からないということでした。また、その部分に関しては令和6年度の予算で対応予定というふうに書いてあるんですけども、そうなった場合、現在、この都市再工第4号で、本契約が長義建設さんがされるということで、当然、今回未着手の部分と、あと敷地じゃない部分で舗装をする部分が、多分5,000万円以上の契約ではないんじゃないかなと思うんですけども、その場合、先ほど同僚議員も言われたように、指名競争入札する場合、町内業者を使う、また、できれば長義建設さんがここまでやるわけですから、あと未着手部分も長義建設さんにさせるといったことはお考えでしょうか、まずお聞きいたします。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。8番吉村議員の1回目の質問の1点目、バスの停留関係は2台あるようになっているが、どういうことかということでございます。

まず、図面をお持ちだと思いますけど、南側のバスについてが路線バスを予定しているところでのバスの停留所になっています。それと左上、図面のほうで絵がありますけれども、これはまだ決まっておられませんけれども、町としては空港からのリムジンバス等の導入を考えておりますので、その導入用として、こちらのほうにバスの停留があると。ですから、2台のバスの停留ということで機能を持たせてあると考えているところです。

それと、今回の未着手につきましては改めて工事を出すことになりますので、そのまま現在の方にするというような考えはありません。適正に、工事につきましては、町としては改めて発注されるものと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1番目の件については、これは、だからバス2台ということを考えていらっしゃるって、左上のほうはリムジンバスの停留所という形で、下のほうは普通の一般のバスということを考えていらっしゃるということですね。

それと、今回未着手について、工事は適正に、また競争入札をされるということですけども、先ほども同僚議員が言われたように、できれば町内業者を指名競争入札という形を取れないのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、その点について、もう1回、回答をお願いいたします。

○議長（中川公則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 吉村議員の御質問、議案第5号、工事請負契約の締結についてから、未着手部分の工事発注については町内業者に出せないのかという御質問かと思えます。

未着手部分のですね、金額が定かではございませんので明確にはお答えできませんが、5,000万円以内であれば指名競争入札というところも考えていく必要があると思っております。そうした場合には、町内業者でできるものについては町内にというところで考えております。以上でございます。

○8番（吉村建文君） はい、ありがとうございます。できるだけ町内業者を使っていたければと思っております。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。議案第5号の中の1点だけ、ちょっと確認をしたいと思っております。

このイメージ図、それから工事の平面図等がございます。今、道路のわきに家が1軒残っております。これは、多分、今回の未着手というところに入るのかなと思うんですけども、私が質問したいのは、その北側、つまり旧益城町庁舎敷地の一番南側を通る道路はどういう形で町民の交通を確保されていくのか。つまり、今回の未着手であれば、あの道路がこの黄色の部分に入ってしまうのか、それとも道路はあくまでも今回未着手の中に入っていますよという話なのか。それによって、本来完成形になると、この図の一番南側に新しい道路ができるんですけども、この道路ができるまでの間は、住民の足をどうやって確保されるのかについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中川公則君） 水口復興整備課長。

○復興整備課長（水口 清君） 復興整備課、水口です。11番宮崎議員の1回目の御質問、今、この黄色い部分に家が残っているところが、今回未着手のところかということですかね。

○11番（宮崎金次君） その北の道路はどういう形で整備を進めていくのか。

○復興整備課長（水口 清君） 道路の部分につきましては、今、この右側の図面の一番南側の部分になります。ずっと南側につきましては、今現在、道路途中まではできておると思っておりますけれども、南側のところに黒い大きな土のうがされていると思っております。その南側のところに一部工事道路ができておりますので、それが、ちょうど県道のほうに突き抜けると、今あちらで店舗がございますけれども、あちらの近くのところになるというような設計となっております。ですから、その道路ができるまでは、やはり通行としましては道路として横断できませんので、役場の北側のほうから回っていただくなりというようなことになってしまうということで御了解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、答弁聞きまして、一応、今の既設道路、これは今、工事中だそうなんですけれども、新たに南側に道路ができるまでは、そこは今度工事に入ったら通さないと。つまり、役場の西側の住民が役場の北側の道路を通過してこちらに出るといったことですね。それはちゃんと住民の方に説明しとかなないと非常に混乱を起こすと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号「工事請負契約の締結について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 押し忘れはありませんか。

(なし)

○議長(中川公則君) なしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第5号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第6号 公有財産の取得について

○議長(中川公則君) 日程第9、議案第6号「公有財産の取得について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第6号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は産業団地を整備するため、新たに用地を取得しようとするものです。取得予定地はグランメッセ熊本北側の畑地で、益城町大字惣領字西窪2153番の1筆、面積は1,660平方メートルです。買収価格は2,158万円となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(中川公則君) 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番(野田祐士君) 10番野田です。

関連になりますけれども、今回の公有財産の取得が上程されたということで、もう、この場所は全部、用地交渉は済んだという理解でよろしいでしょうか。

○議長(中川公則君) 松本産業振興課長。

○産業振興課長(松本浩治君) 産業振興課の松本でございます。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第6号、公有財産の取得についてということで、産業団地の用地関係の交渉ですね、これで一応全部、整理が調ったかという御質問だったかと思っておりますけれども、はい、御質問のとおり、お話があったとおり、今回で地権者との全ての用地交渉のほうは調ったといったところになります。

す。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

用地交渉が調ったということで、あとは工事ということになると思いますけれども、議会等では説明を受けておりますけれども、工事の予定完成年月日を教えてください。

それと、これ関連になるからどうかなと思うんですけども、TSMCが第2工場も菊陽に決まったというふうな発表があるようですけれども、第3工場の可能性はあるというふうになっておりますので、益城町、今後の動きというものが、それに向けてあるかどうかを答えられれば答えていただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 松本産業振興課長。

○産業振興課長（松本浩治君） 産業振興課の松本でございます。10番野田議員の2回目の御質問の1点目、産業団地の完成の予定年月日をということかと思えます。

完成につきましては、以前、全員協議会の中で、今後の予定ということでお示しさせていただいております。ただ、いろんな協議等もありまして少し遅れているというところになりますけれども、極力、少しでも早く完成できるよう努力はしてまいりたいと思います。

なお、その辺りの産業団地の現状だとか今後のスケジュールあたりは全員協議会のほうで報告させていただいておりますので、その辺り、ある程度分かれば、また適時、改めて説明させていただきたいと思います。

○10番（野田祐士君） 今の予定年月日。

○産業振興課長（松本浩治君） 今ですか。今まで説明等でさせていただいておりますところでは、令和7年度中でというところだと思っておりますけれども、若干、遅れていくかというふうに想定しております。

それと、TSMCの第3工場の関連のお話ですけれども、すいません、その辺りについては、まだ私どものほうも情報等はいただいておりますので、しっかり企業誘致あたりはさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほど御協力よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○10番（野田祐士君） 御回答ありがとうございます。

TSMCにつきましては、ちょっと、この場では違ったかもしれませんが、第1、第2工場、菊陽ということですので、第3工場を、益城町も誘致を目指して頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号「公有財産の取得について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第6号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第7号 指定管理者の指定について

○議長（中川公則君） 日程第10、議案第7号「指定管理者の指定について」を議題とします。  
提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第7号、指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

本議案は、益城町体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる公の施設の名称は議案のとおりで、益城町総合運動公園及び益城町町民運動場です。指定管理者となる団体は、熊本県熊本市中央区段山本町4番1号、YMCA・キューネット益城町体育施設共同企業体、代表者は、公益財団法人熊本YMCA、理事長、光永尚生です。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。今回の指定管理の指定について、1点だけ質問をさせていただきます。

現行の指定管理者が公益財団法人熊本YMCAということになっておりまして、今回、上程された次期指定管理予定者、これも公益財団法人熊本YMCAと、構成員としてキューネットと入っております。今回、新たに構成員が増えているということですが、町の発注の仕方、何かしら変わった点があったから構成員が増えたという考えでよろしいのでしょうか。現行と違うという意味でお尋ねします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課の中村です。10番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第7号、指定管理者の指定について、共同体での指定管理ということで、何か内容が変わったのかということですが、募集要項については、内容等については変わりはありません。ただ、各校区グラウンドにおいての環境整備については、町が直営でやっていくというようなところでございます。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

内容については変わらないということで、現行指定管理者がそのまま残るけれども、プラスアルファで他社も入れたと。これは、共同企業体でやったほうが良いという、やる側の理由というふうな理解でよろしいですかね。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号「指定管理者の指定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 押し忘れはありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） なしと認め、締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第7号「指定管理者の指定について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 益福第2571号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川公則君） 日程第11、益福第2571号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2571号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法により、その職務として、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他、人権擁護に努めることが主な職務となっております。今回、前任者の任期満了に伴い、清水志保様を新任として提案するものです。清水様の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。長らく教員として精力的に職務に当たっておられ、退職後も子どもに関する職を歴任されるなど、委員として適任だと考えております。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 町長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福第2571号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力をいただき、誠にありがとうございました。

これで、令和6年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員